



株式会社ビジケア

LINE



次世代訪問看護師によるe-learning

▶ 訪問看護に関する最新情報はこちら

在宅患者緊急時等カンファレンス加算

株式会社のびしろ

訪問看護ステーションのびしろ太田

代表取締役／管理者

野代 龍平

CONTENTS

- 1 在宅患者緊急時等カンファレンス加算の概要
- 2 算定の流れ
- 3 在宅患者緊急時等カンファレンス加算の留意点
- 4 厚生労働省のQ&A



在宅患者緊急時等カンファレンス加算の概要

3

在宅患者緊急時等カンファレンス加算とは

在宅患者緊急時等カンファレンス加算とは、**利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師（准看護師を除く）が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に算定できるものです。**

補足

訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が算定できるものとして、別に、「**C011在宅患者緊急時等カンファレンス料：200点**」というものもある。

在宅患者緊急時等カンファレンス加算の料金

2,000円／回

注意説明

月2回を限度とされています。



算定の流れ

在宅患者緊急時等カンファレンス加算の算定の流れは以下の通りです。

算定の流れ

- ① 在宅で療養を行なっている利用者の状態の急変や診療方針の変更等がある。
- ② 保険医療機関の保険医がカンファレンスの必要性があると判断。
- ③ 利用者に関わる医療関係職種等が共同でカンファレンスを実施。
- ④ カンファレンスを実施した後、その内容を**訪問看護記録書に記録**する。



在宅患者緊急時等カンファレンス加算の留意点

5

在宅患者緊急時等カンファレンス加算の留意点

- カンファレンスの目的のみで訪問した場合は、訪問看護基本療養費（Ⅰ）または（Ⅱ）は算定できません。
- 原則、利用者の居住する場で行うが、**利用者又は家族がそれ以外の場所を希望する場合は、別の場所での開催でも可能**です。
- **同一のカンファレンスに複数の訪問看護ステーションが参加した場合もそれぞれ算定できます。**（平成30年度改正）
ただし、複数の訪問看護ステーションのみが参加した場合は算定できません。
- **利用者に対する診療を行う保険医療機関の保険医と訪問看護ステーションの看護師等が2者でカンファレンスを行った時も算定可能**です。
- **特別の関係にある関係者のみとカンファレンスを行った場合も算定可能**です。
（平成30年度改正）

ビデオ通話が可能な機器を用いる場合

このカンファレンスは、関係者全員が利用者の居宅に赴き実施することが原則であるが、**やむを得ない事情により参加できない場合は、下記の「ア」及び「イ」を満たす時に限り、関係者のうちいずれかが、ビデオ通話が可能な機器を用いて参加した場合でも算定可能**です。

なお、訪問看護ステーションがビデオ通話が可能な機器を用いて当該カンファレンスに参加しても指し支えありません。

- **ア：当該カンファレンスに3者以上が参加すること**
- **イ：当該3者のうち2者以上は、利用者の居宅に赴きカンファレンスを行っていること**



厚生労働省のQ&A

Q1

退院時共同指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、精神科重症患者支援管理連携加算における、カンファレンスや共同指導について、やむを得ない事情により対面が難しい場合、「リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いた場合、とあるが、

- ①やむを得ない事情とはどのような場合か。
- ②携帯電話による画像通信でもよいか。

A1

①天候不良により会場への手段がない場合や、急な利用者への対応により間に合わなかった場合、患者の退院予定日等の対応が必要となる日までに関係者全員の予定確保が難しい場合など。

②リアルタイムで画像を含めたやり取りが可能であれば機器の種類は問わないが、個人情報や画面上で取り扱う場合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した機器を用いること。

30.3.30 厚生労働省保険局医療課 疑義解釈資料の送付について (その1)

